

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和 8 年 6 月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木曜日）午後 1 時 2 0 分～午後 1 時 4 4 分 2 開催場所 守谷市給食センター 研修室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 3 0 号 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置 要綱の一部改正について 【協議事項】 無し 【報告事項】 （1）報告第 4 号 令和 8 年守谷市議会 6 月定例会月議会について 【その他】 無し
4 今後の状況	次回の定例会教育委員会は、令和 8 年 7 月 2 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分から開催予定。

令和8年6月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和8年6月25日（木）

午後1時30分から

場 所 学校給食センター会議室

令和8年6月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年6月25日(木)

午後1時30分から

場 所 学校給食センター会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名人指名
- 3 議決事項
議案第 30 号 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について
- 4 協議事項
なし
- 5 報告事項
報告第 4 号 令和8年守谷市議会6月定例会月議会について
- 6 その他

議案第30号

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（令和3年守谷市教育委員会告示第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年6月25日原案 決

提案理由

本案は、組織改編に伴い委員の職名を改めるため、要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
30号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（令和3年守谷市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

第3条第2項第1号中及び第3号から第7号までの規定中「教育委員会」を削り、同項第8号中「保健福祉部」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議 案	頁 数
30号	2

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱新旧対照表

改 正	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。 (1) _____ 教育部長 (2) 教育委員会参事 (3) _____ 教育部次長 (4) _____ 学校教育課長 (5) _____ 生涯学習課長 (6) _____ 教育指導課長 (7) _____ 中央図書館長 (8) _____ すくすく保育課長 (9) から (11) まで (略) 3 (略)	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。 (1) <u>教育委員会</u>教育部長 (2) 教育委員会参事 (3) <u>教育委員会</u>教育部次長 (4) <u>教育委員会</u>学校教育課長 (5) <u>教育委員会</u>生涯学習課長 (6) <u>教育委員会</u>教育指導課長 (7) <u>教育委員会</u>中央図書館長 (8) <u>保健福祉部</u>すくすく保育課長 (9) から (11) まで (略) 3 (略)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「守谷市子ども読書活動推進計画」(以下単に「推進計画」という。)を策定するため、守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下単に「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を守谷市教育委員会(以下単に「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進に関する施策
- (2) 子どもの読書環境の設備とその充実に関する施策
- (3) 子どもの読書活動に関する理解及び関心の普及に関する施策
- (4) その他推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、13人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) 教育委員会教育部次長
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 教育委員会生涯学習課長
- (6) 教育委員会教育指導課長
- (7) 教育委員会中央図書館長
- (8) 保健福祉部すくすく保育課長
- (9) 市内小中学校の代表者
- (10) 市内保育所(園)及び幼稚園の代表者
- (11) 読書活動に関し識見を有する者

3 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、中央図書館長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

議案	頁数
30号	4

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

議案	頁数
30号	5

報告第4号

令和8年守谷市議会6月定例月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第47号 令和8年度守谷市一般会計補正予算（第2号）P2～P11
（教育委員会所管分）

議決日 令和8年6月19日

議決結果 原案 可決

- 2 議案第49号 財産の取得について（教育委員会関連）P12～P15
（令和8年度守谷市図書館システム機器購入）

議決日 令和8年6月19日

議決結果 原案 可決

- 3 報告第8号 令和7年度守谷市一般会計繰越明許費について P16～P18
（教育委員会所管分）

- 4 「市政に関する一般質問」について P19～P45

別紙のとおり

令和8年6月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

令和8年度守谷市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度守谷市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,893,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年6月4日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

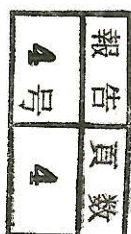
(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
13 使用料及び手数料		123,853	△16	123,837
	1 使用料	94,730	△16	94,714
14 国庫支出金		6,096,329	30,330	6,126,659
	1 国庫負担金	4,700,670	25,152	4,725,822
	2 国庫補助金	1,382,541	5,178	1,387,719
15 県支出金		2,282,371	244,603	2,526,974
	2 県補助金	525,707	250,103	775,810
	3 県委託金	165,122	△5,500	159,622
16 財産収入		304,252	△447	303,805
	1 財産運用収入	304,252	△447	303,805
18 繰入金		5,623,601	37,496	5,661,097
	2 基金繰入金	5,623,599	37,496	5,661,095
20 諸収入		762,457	△184,662	577,795
	5 雑入	690,359	△184,662	505,697
歳 入 合 計		42,766,376	127,304	42,893,680

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総 務 費		8,859,858	3,698	8,863,556
	1 総 務 管 理 費	7,682,636	3,698	7,686,334
3 民 生 費		13,062,439	69,271	13,131,710
	1 社 会 福 祉 費	5,352,892	11	5,352,903
	2 児 童 福 祉 費	7,059,177	34,308	7,093,485
	3 生 活 保 護 費	650,020	34,952	684,972
8 土 木 費		5,904,288	53,528	5,957,816
	2 道 路 橋 梁 費	1,847,367	52,045	1,899,412
	6 国 土 調 査 費	59,853	1,483	61,336
10 教 育 費		5,726,002	807	5,726,809
	1 教 育 総 務 費	1,661,693	807	1,662,500
	4 社 会 教 育 費	1,901,356	0	1,901,356
歳 出 合 計		42,766,376	127,304	42,893,680



歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
13 使用料及び手数料	123,853	△16	123,837
14 国庫支出金	6,096,329	30,330	6,126,659
15 県支出金	2,282,371	244,603	2,526,974
16 財産収入	304,252	△447	303,805
18 繰入金	5,623,601	37,496	5,661,097
20 諸収入	762,457	△184,662	577,795
歳入合計	42,766,376	127,304	42,893,680

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	8,859,858	3,698	8,863,556				3,698	
3 民 生 費	13,062,439	69,271	13,131,710	26,568		34,308	8,395	
8 土 木 費	5,904,288	53,528	5,957,816	1,622			51,906	
10 教 育 費	5,726,002	807	5,726,809	244,533		△185,125	△58,601	
歳 出 合 計	42,766,376	127,304	42,893,680	272,723		△150,817	5,398	

2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教 育 使 用 料	3,289	△16	3,273	4 学校給食センター 使 用 料	△16	・ 学校給食センター施設行政財産使用料
計	94,730	△16	94,714			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,696,215	25,152	4,721,367	4 生活保護費等負担 金	25,152	・ 生活扶助費等負担金 (追加給付)
計	4,700,670	25,152	4,725,822			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	273,860	1,416	275,276	8 追加給付事務体制 整備等事業費負担 金 (最高裁判決等)	1,416	・ 追加給付事務体制整備等事業費負担金 (最高 裁判決等)
4 土木費国庫補助金	862,709	3,762	866,471	1 道路維持費補助金	1,622	・ 道路メンテナンス事業補助 (橋梁長寿命化)
				3 国土調査費補助金	2,140	・ 地籍調査事業費補助金
計	1,382,541	5,178	1,387,719			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

6 土木費県補助金	7,807	1,070	8,877	1 国土調査費補助金	1,070	・ 地籍調査事業費補助金
7 教育費県補助金	103,917	249,033	352,950	2 中学校費県補助金	17,202	・ 部活動指導員配置事業費補助金 △3,981 ・ 運動部活動の地域展開等推進事業費補助金 21,027 ・ 文化部の地域展開・地域クラブ活動推進事業 補助金 156
				5 学校給食費県補助 金	231,831	・ 茨城県市町村給食費負担軽減交付金
計	525,707	250,103	775,810			

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	補 予 算 額	補 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費県委託金	5,500	△5,500	0	1 運動部活動地域連携再構築委託金	△5,500	・ 運動部活動地域連携再構築委託金
計	165,122	△5,500	159,622			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	262,813	△447	262,366	1 土地建物貸付収入	△447	・ 学校給食センター土地貸付料
計	304,252	△447	303,805			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,538,867	3,188	2,542,055	1 財政調整基金繰入金	3,188	・ 財政調整基金繰入金
4 ふるさとづくり基金繰入金	2,630,827	34,308	2,665,135	1 ふるさとづくり基金繰入金	34,308	・ ふるさとづくり基金繰入金
計	5,623,599	37,496	5,661,095			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

1 雑入	690,358	△184,662	505,696	4 学校給食費納付金	△185,469	・ 小学校給食費 ・ 中学校給食費 ・ 県職員給食費 ・ 外国語指導助手 ・ 給食センター職員等 ・ 会計年度任用職員等	△141,377 △49,025 2,856 130 546 1,401
				12 雑入	807	・ 生成A I パイロット校事業受託費	
計	690,359	△184,662	505,697				

(款) 8 土木費

(項) 6 国土調査費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説 明
		財 源 名	金 額	区 分	金 額	
計	1,483 (59,853) (61,336)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	3,210 0 0 △1,727			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育研究指導費	807	国 県 支 出 金	0	7 報 償 費	330	07 学校教育研究・研修事業 (教育指導課)	807
	(223,593)	地 方 債	0	8 旅 費	477	7 報償費	330
	(224,400)	そ の 他	807			・ I C T 教育専門家謝金	
		一 般 財 源	0			8 旅費 特別旅費	477
4 学校給食センタ ー 費	0 (859,072) (859,072)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	232,831 0 △185,932 △46,899				
計	807 (1,661,693) (1,662,500)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	232,831 0 △185,125 △46,899				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	0 (345,748) (345,748)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	11,702 0 0 △11,702			
-----------	-----------------------------	--	-----------------------------	--	--	--

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	0	国 県 支 出 金	11,702			
	(1,901,356)	地 方 債	0			
	(1,901,356)	そ の 他	0			
		一 般 財 源	△11,702			

提案理由（議案第47号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和8年度守谷市一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

補正の内容は、歳入歳出それぞれ1億2,730万4千円の増額、債務負担行為の追加及び変更です。

歳入の主なものは、国庫支出金で民生費国庫負担金の増額、県支出金で教育費県補助金の増額、繰入金でふるさとづくり基金繰入金の増額及び雑入で学校給食費納付金の減額です。

歳出の主なものは、民生費で保育所整備事業の増額及び生活保護追加給付事業の増額、土木費で道路補修事業の増額及び橋梁長寿命化修繕事業の増額です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
4 号	11

議案第49号

財産の取得について（令和8年度守谷市図書館システム機器購入）

次のとおり財産を取得する。

- 1 取得の目的 令和8年度守谷市図書館システム機器購入
- 2 取得する財産 図書館システム機器 22台ほか
- 3 取得金額 117,439,190円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
10,676,290円

- 4 契約の方法 守谷市指名競争入札

- 5 契約の相手方

住 所 茨城県つくばみらい市絹の台7-7

氏 名 関彰商事株式会社
ビジネストラנסフォーメーション部 守谷支店
支店長 石津 健一

令和8年6月4日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
4 号	12

提案理由（議案第49号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、中央図書館及び市内4公民館図書室における図書館資料の貸出、検索、資料管理、利用者管理などの業務を行うためのシステム機器及び中央図書館リニューアルに伴い新規に導入するセルフ貸出などに対応するIC機器を取得するものです。

なお、納期限は、令和8年11月30日までとなります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
4 号	13

物品売買仮契約書

1. 契約の名称 令和8年度守谷市図書館システム機器購入

2. 契約金額 ￥117,439,190-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥10,676,290-

3. 納入期限 令和8年11月30日

4. 納入場所 守谷中央図書館 1階事務室
(守谷市大柏937番地の2)

5. 仕様 仕様書のとおり

6. 契約保証金 免除

上記の物品売買について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により、売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、甲がこの仮契約について守谷市議会の議決を得たときに本契約としてその効力を有する。ただし、否決されたときはこの仮契約書を無効とし、甲はその責を一切負わないものとする。

議決を得たときは、甲はその旨を乙に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月30日

発注者

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市長 松丸修久

受注者

〒300-2436 つくばみらい市絹の台7-7

関彰商事株式会社

ビジネストラנסフォーメーション部

守谷支店

支店長 石津健一

報告	頁数
4号	14

入札顛末書

令和 8 年 4 月 3 0 日執行

件 名 令和 8 年度守谷市図書館システム機器購入

立会者 高橋部長、菊地課長、丸山補佐、椎名室長、浜田係長、福士主事

契約方法	予定価格	¥123,200,000-
指名競争入札（地方自治法施行令第167条）	予定価格の110分の100	¥112,000,000-
	最低制限価格	設定なし
	最低制限価格の110分の100	設定なし

入札額（請負に対する額の110分の100）（単位：円）

業者名	第1回入札 11:16-11:22	第2回入札 11:23-11:27	第1回見積	第2回見積
広沢商事（株）	辞退			
関彰商事（株）	112,382,100	106,762,900		
リコージャパン（株）	辞退			
中川商事（株）	118,463,400	辞退		
（株）ニューライフ	123,627,100	辞退		
日興通信（株）	辞退			
東洋計測（株）	121,290,500	辞退		
（株）大崎コンピュータエンジニアリング	辞退			
（株）フジタ	113,809,300	辞退		
（株）つくば電気通信	115,518,100	辞退		
（株）内田洋行	辞退			

落札業者 関彰商事（株）

落札額	¥106,762,900-	落札率	95.32%
請負額（落札額の100分の110）	¥117,439,190-		
消費税及び地方消費税の額	¥10,676,290-		

報 告 頁 数
4 号 15

令和 7 年度守谷市一般会計繰越明許費について

令和 7 年度守谷市一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 4 日 報 告
守 谷 市 長 松 丸 修 久

令和 7 年度守谷市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	組織改編に伴う支援業務	13,900,000	13,900,000	13,900,000				
2 総務費	1 総務管理費	公用車配置事務	4,985,000	0					
2 総務費	1 総務管理費	みずき野地内市有地電源供給変更工事	539,000	539,000					539,000
2 総務費	1 総務管理費	市公式アプリ・デジタル地域通貨活用 市民生活支援事業	559,910,000	559,910,000	29,790,000	530,120,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台 帳費	戸籍情報システム及び住民記録システム 改修	3,432,000	3,432,000		3,432,000			
2 総務費	7 市民活動総務費	自治公民館建設補助	11,460,000	11,460,000					11,460,000
2 総務費	7 市民活動総務費	防犯対策事業	3,297,000	3,296,440					3,296,440

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	268,117,000	12,221,060		12,221,060			
3 民生費	2 児童福祉費	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業（ひとり親世帯）	1,605,000	1,605,000		1,605,000			
3 民生費	2 児童福祉費	告訴手続きに伴う弁護士業務委託	607,000	607,000					607,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計負担金	133,749,000	128,212,000	128,212,000				
6 農林水産業費	1 農業費	農業集落排水事業会計負担金	605,000	605,000					605,000
8 土木費	1 土木管理費	道路管理事業	10,698,000	10,698,000					10,698,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	8,074,000	8,074,000		2,750,000			5,324,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改修事業	135,500,000	114,660,000					114,660,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備改良事業	490,173,000	479,507,941		20,000,000			459,507,941
8 土木費	2 道路橋梁費	スマートIC整備推進事業	101,461,000	88,661,000	62,961,000	25,700,000			
8 土木費	4 都市計画費	空家等対策事業	1,006,000	0					
8 土木費	4 都市計画費	総合公園新設事業	389,622,000	389,622,000	160,141,000	135,481,000	94,000,000		
8 土木費	4 都市計画費	公共下水道事業会計負担金	74,239,000	74,239,000	72,363,000				1,876,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	坂町清水線整備事業	379,713,000	378,752,612	347,752,612	18,000,000	13,000,000		
8 土木費	4 都市計画費	みずき野大日線整備事業	54,208,000	54,208,000	15,708,000	22,500,000	16,000,000		
8 土木費	4 都市計画費	新守谷駅周辺土地地区画整理事業	55,364,000	55,363,809	39,583,809	15,780,000			
9 消防費	1 消防費	消火栓設置維持管理事業負担金	28,006,000	28,006,000					28,006,000
10 教育費	2 小学校費	高野小学校校舎改修事業	34,540,000	34,540,000	34,540,000				
10 教育費	4 社会教育費	もりや学びの里駐車場増設工事	13,255,000	13,255,000	13,255,000				
合 計			2,778,065,000	2,465,374,862	918,206,421	787,589,060	123,000,000		636,579,381

令和 8 年守谷市議会
6 月定例会議会

一般質問回答要旨

報 告	頁 数
4 号	19

通 告 順

1番 海老原 博 幸 議員

1 自治基本条例の進め方について

[市長]

- (1) 自治基本条例を制定する理由は
- (2) 制定過程においてのこれまでの進め方について
- (3) 議会と市民への周知方法について

2 スマートシュリンク※について

[市長・担当部長]

- (1) 守谷市は人口を維持・増加させる施策をしないのか
- (2) 日本の人口減少に対する守谷市の首長としての市長の考えを問う

※人口減少を前提に行政機能や規模を縮小し、同時に住民の幸福度向上にも重点を置くまちづくりの考え方

2番 山 本 広 行 議員

1 今後の市役所庁舎の将来の方向性について

[市長・担当部長]

- (1) こども未来部が移転してからの効果は
- (2) 教育委員会の移転後のスペースについて
- (3) 市民へのメリットについて
- (4) 今後の増築の検討もするのか
- (5) 市長の見解は

2 進学者への奨学金制度について

[市長・教育長・担当部長]

- (1) 奨学金制度の導入について
- (2) 低所得層への奨学金は必要ではないのか
- (3) 企業による奨学金返還制度について
- (4) 経済的制約に直面する生徒が、希望をもって学び続けられる環境づくりは

3 守谷市公立小中学校の給食について

[市長・教育長・担当部長]

- (1) 給食費負担軽減交付金を受け、引き下げとなった保護者からの声は
- (2) 給食完食率について
- (3) 今後の給食費について

3番 青木公達 議員

1 災害時の避難所について

[市長・担当部長]

- (1) 現在の指定避難所について
- (2) 現在の福祉避難所について
- (3) 現在の協力施設について
- (4) 自主避難所について

2 守谷市水道事業について

[市長・担当部長]

- (1) 守谷市水道事業の現状の分析は
- (2) 守谷市水道事業の将来の分析は
- (3) 水道事業の広域連携はあるのか

3 守谷市の地域福祉について

[市長・担当部長]

- (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の現状は
- (2) 第3期地域福祉計画の課題は
- (3) 最終年度での第3期計画の評価は
- (4) 第4期地域福祉計画の課題は

4番 菊地詩子 議員

1 高齢者の終活支援について

[担当部長]

- (1) ひとり暮らし高齢者の人数は
- (2) 孤独死（孤立死）の発生数と対応について
- (3) エンディングノートの活用・普及について
- (4) 成年後見制度利用支援事業実施要綱について
 - ア 後見人等に対する報酬等について
- (5) 高齢者向けの終身サポート体制の構築の考えは

5番 永盛いずみ 議員

1 新守谷駅自転車駐輪場の整備計画について

[担当部長]

- (1) 安心・安全な駐輪場へ
 - ア 現在使用中の駐輪場の状況は
 - イ 自転車盗難について見解を伺う
 - ウ 新守谷駅利用者増加に伴う影響は
 - エ 以前使用していた第一駐輪場の進捗状況は
 - オ 安心・安全な今後の駐輪場整備計画は

6番 実 好 敏 正 議員

1 子育て支援事業について

[担当部長]

- (1) 守谷市の保育料区分について
- (2) 多子世帯保育利用者負担軽減事業の一般財源負担分について
- (3) 第2子保育料を完全無償化した際の一般財源負担分について
- (4) 守谷駅東側の子育て支援施設の新設について

2 上下水道事業について

[担当部長]

- (1) 物価高騰などによる水道事業への影響について
 - ア 上下水道施設管理等包括業務委託（ウォーターPPP）への影響は
 - イ 収益的収支への影響は
 - ウ 資本的収支への影響は

(2) 下水道管路の全国特別重点調査結果について

[担当部長]

- ア 修繕計画は
- (3) 下水道浄化センターについて
 - ア 施設更新の考え方は
- (4) PFOS 及び PFOA※の水質検査について
 - ア 現状の取組は
- (5) 災害に強い水道の取組について
 - ア 水道管路の更新に向けた考え方は
 - イ 大規模災害時の避難所への給水方法は

※PFOS（ピーフォス）：有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸のことであり、環境中の残留性や健康影響の懸念から国際的に製造・輸入等が禁止されている

PFOA（ピーフォア）：有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロオクタン酸のことであり、環境中の残留性や健康影響の懸念から国際的に製造・輸入等が禁止されている

3 グリーンインフラ事業について

[市長・担当部長]

- (1) グリーンインフラのこれまでの取組は
- (2) 今後の市の考え方は

7番 田 中 啓 一 議員

1 学校給食費滞納の実態と回収改善対策について

[市長・担当部長]

- (1) 新学校給食費に関する概要について
- (2) 学校給食費滞納に関する実態について

(3) 滞納未払金の回収及び改善策について

8番 小 菅 勝 彦 議員

1 児童生徒の読書環境について

[教育長・担当部長]

(1) 学校図書館の環境について

ア 蔵書数推移

イ 利用人数

ウ リクエスト対応

(2) 学校の授業との連携について

ア 書籍と電子書籍の利用割合は

(3) 守谷市学校図書館の将来について

ア 学校図書館のあり方について

イ 児童生徒の学校図書館利用を増やすには

9番 高 梨 隆 議員

1 交通事故を防止するための道路施策について

[市長・担当部長]

(1) 守谷市の交通事故の件数と死傷者の人数は

(2) 事故地点等の検証について

(3) 道路の形状と事故の関係について

(4) 事故防止のきめ細かな道路施策について

2 犯罪被害者支援条例について

[市長・担当部長]

(1) 犯罪被害者支援条例について

(2) 守谷市での検討状況や制定の見通しについて

10番 山 田 美枝子 議員

1 国民健康保険税の現状について

[市長・担当部長]

(1) 国民健康保険税納税者の世帯数と滞納世帯の現状は

(2) 滞納世帯の原因と対応は

(3) 国民健康保険支払準備基金の運用について

2 民間賃貸住宅家賃への補助について

[市長・担当部長]

(1) 市内の市営住宅の現況

(2) 近隣自治体の家賃助成制度について

(3) 民間賃貸住宅家賃への補助制度の考えは

3 公共交通のさらなる見直しについて

[市長・担当部長]

- (1) モコバス、デマンド乗合交通の利用者数
- (2) 利用者の声の把握は
- (3) 現在の課題と解決策は

11番 堤 茂 信 議員

1 障がい者就労支援と優先調達の拡充について

[担当部長]

- (1) 就労継続支援A型・B型事業の現状と課題について
- (2) 就労移行促進に向けた体制強化策について
- (3) 障がい者優先調達の拡充について

12番 滝 川 竜 雅 議員

1 守谷市デジタル地域通貨『モリン』の現状と今後について [市長・担当部長]

- (1) 現状の利用実績と評価について
- (2) 利用上の課題と市民の利便性向上のための改善策について
- (3) 地域経済への効果と他自治体事例との比較について
- (4) 今後の持続可能な仕組みづくりについて

13番 椎 名 愛 子 議員

1 守谷市の治安について

[担当部長]

- (1) 市内で発生した犯罪傾向と防犯対策について
- (2) 自動二輪車（暴走バイク）の騒音対策について

2 子育て世代の余暇支援と公園等の活用について

[担当部長]

- (1) 子育て世代が身近な場所で手持ち花火などを楽しめる環境の現状と課題について
- (2) 近隣自治体の柔軟な取組などを参考にした、本市における公園等の利用の可能性について
- (3) 子どもたちの夏の思い出づくりを支える今後の環境整備について

3 市民の利便性を最優先とした投票環境の整備について

[選挙管理委員会]

- (1) イオンタウン守谷における期日前投票の「全日実施」に向けた進捗と今後の見通しについて
- (2) 全日実施を可能にするための持続可能な体制づくりについて

2 番 山 本 広 行 議員

報 告	頁 数
4 号	25

1 今後の市役所庁舎の将来の方向性について

(1) こども未来部が移転してからの効果は

〔質問の趣旨〕

- ① 利用者数の増減は
- ② 利用者の声は把握しているか。
- ③ 利用者にとって効果があったか。

〔回答〕

令和 7 年度に完了した庁舎食堂等改修工事に伴い、これまで C 棟 1 階にあった「こども未来部」の事務室を移転し、今年 1 月から新事務室での業務を開始いたしました。

- ① 窓口への利用者数についてですが、移転前後で事務手続き自体に変更はないため、大きな変動はなく概ね横ばいで推移しております。
- ② 利用者の声といたしましては、「きれいになった」「窓口スペースが広く、ベビーカーを横において相談できるようになった」「親子トイレがあって良かった」など、多くの好意的なご意見をいただいております。
- ③ 改修にあたっての工夫といたしましては、事前に担当課へのヒアリングを重ね、現場の声を反映できるよう努めました。具体的には、窓口カウンターを広くゆとりのある空間とし、落ち着いて面談ができる環境を整えております。また、子ども連れの利用者が多いことを踏まえ、キッズスペースを設けるなど待合環境を充実させ、お子様を遊ばせながら手続きができるよう配慮いたしました。さらに、親子トイレを新設したことにより、当部への来庁者だけでなく、庁舎を利用される市民全体の利便性向上にも寄与していると考えております。

これらの取り組みにより、居心地の良い環境が実現し、市民サービスの向上につながっているものと認識しております。

一方で、「移転先の場所が分かりにくい」との声も一部いただいておりますので、今後は案内看板等の充実を図り、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

(2) 教育委員会の移転後のスペースについて

〔質問の趣旨〕

教育委員会が旧アジュール跡地へ移転することだが、移転後のスペースの利用方法（有効活用）を伺いたい。

〔回答〕

教育委員会の移転後におけるスペースの有効活用につきましては、現在、企画課組織戦略室において業務量調査などが進められており、より効率的な組織改編に向けた取り組みが展開されているところです。その

ため、移転後の具体的なスペースの有効活用や事務室配置の検討にあたっては、業務量調査の結果を踏まえ、関係各課からの意見を丁寧に反映するなど、十分な情報共有のもとで最適な配置計画を進めてまいりたいと考えております。

(3) 市民へのメリットについて

〔質問の趣旨〕

今後も引続き改修工事を進めると思いますが、工事における市民のメリットについて伺いたい。

〔回答〕

庁舎食堂改修工事による事務室増設の主な目的は、かねてからの課題であった狭隘(きょうあい)な事務室の解消でございます。これに加え、待合室の充実や親子トイレの設置など、特にお子様連れの来庁者に配慮した施設整備を行うことで、利用者にとって快適で利用しやすい環境を整えました。

今後の庁舎関連工事におきましては、主に施設の長寿命化を目的とし、安定した行政事務の遂行や、来庁者の皆様の安心・安全な環境整備に重点を置いてまいります。これらの取り組みは、市民の皆様の安全性や利便性の向上といったメリットにも直結するものと考えております。

また、今後の見通しといたしましては、行政事務のDX推進により、庁舎スペースの必要性に大きな変化が見込まれ、将来的には余剰スペースの創出も考えられます。

近年、市民の皆様における庁舎のあり方や捉え方は、従来の「手続きを終えたらすぐに帰る場所」から、「市民が集い、交流する場所など、新たな価値を創造する場所」へとシフトしつつあります。

今後は、長寿命化に伴う適切な維持管理・修繕を進めると同時に、こうした時代の要請や価値観の変化を踏まえ、創出された余剰スペースの有効的な活用や、市民の皆様がより親しみ、利用しやすい庁舎環境の整備についても、多角的に検討を進めてまいりたいと考えております。

(4) 今後の増築の検討もするのか

〔質問の趣旨〕

今後の庁舎増築の検討は引続き行っていくのか伺いたい。

〔回答〕

庁舎の増築につきましては、現庁舎の計画時よりも課の増設や職員数が増加したことに伴い、事務室の狭隘(きょうあい)化や会議室不足の解消を目的として計画していた経緯があります。しかしながら、建築資材費や労務費の高騰、さらには教育施設をはじめとする市優先事業の選

択と集中により、計画を一時延期としてきたところです。

このような状況下におきまして、本市といたしましては、現有施設および既存スペースの有効活用を最優先に進めてまいりました。具体的には、食堂の事務室への改修や、和室からミーティングスペース・休憩室への改修などを実施した結果、事務室の手狭感につきましてはある程度の解消を見たものの、会議室の不足については依然として課題として残されている状況です。

一方で、昨今のDX推進やウェブ会議の普及・定着により、行政事務の執行体制には大きな変化が見込まれており、これに伴い庁舎や事務室のあり方そのものも変革していくものと考えております。

さらに、旧アジュール跡地への教育委員会の移設計画も具体的に進んでいることから、これらの状況を総合的に勘案し、現時点におきましては「庁舎の増築は必要ない」と判断しているところです。

(5) 市長の見解は

〔質問の趣旨〕

今後の市役所庁舎の将来の方向性および来庁者対応の基本姿勢について市長の見解を伺いたい。

〔回答〕

市長のお考えを伺いたいとの事です。

<参考 管財課案>

今後の本庁舎における将来の方向性につきましては、限られたスペースを最大限に有効活用し、職員の働きやすさと市民の皆様の利便性を高い次元で両立させる、効率的かつ効果的な庁舎環境の整備が重要であると考えております。

さらに、令和9年度に予定されている組織改編に伴い、業務内容や組織体制に変化が見込まれることから、これらの変化に柔軟に対応できる庁舎の運用を検討してまいります。また、来庁者への対応については、DXを活用したオンライン手続き等の定着により来庁者数の削減を図るとともに、窓口業務の短縮によって創出された時間を、より複雑化・多様化する相談業務への対応や、効果的な政策・事務改善策の検討に充てることで、市民サービスの「質の向上」へとつなげていきたいと考えています。

2 進学者への奨学金制度について

(1) 奨学金制度の導入について

〔質問の趣旨〕

守谷市では、大学進学者向けの奨学金制度を導入する計画はないか。

〔回答〕

恐れ入りますが、現時点において奨学金制度の導入計画はございませんが、財政状況などを踏まえ、必要性を含め検討してまいりたいと考えます。

(2) 低所得層への奨学金は必要ではないのか

〔質問の趣旨〕

経済的な理由により大学進学が困難な生徒には奨学金が重要である。住民税非課税世帯など、所得等による一定の線を設けることなく、経済面で大学進学を諦めざるを得ない生徒に対しては、市による奨学金制度が必要ではないか。

〔回答〕

市としましては、学ぶ意欲がある全ての生徒が進学できることが望ましいと考えております。

奨学金制度による支援の方法には、有利子の貸付型、無利子の貸付型、給付型、返還支援型など様々なやり方がございます。また、対象者を所得等によって一律の制限を設けないことにした場合には、資格審査が複雑になることなども懸念されます。

奨学金制度の導入を検討するに当たりましては、原資（財源）をどのように確保するかなども含め、様々な観点から検証してまいります。

導入することになった際には、できる限り多くの経済的に困難を有する生徒を支援できる制度にしたいと考えております。

○参考（他団体の大学進学に対する奨学金制度）

※ ヒアリング時に山本議員から例示された団体

1 無利子の貸与型

団体名	対象者	貸付額(上限)	貸付期間
結城市	市民（保護者）	年額 25 万円	正規の在学期間
高知県四万十町	町民(本人・保護者)	年額 5 万円	正規の在学期間

※ 結城市は、卒業後、5 年間継続居住で一部免除、5 年間継続居住かつ市内企業等正規就職で全額免除

2 返還支援型（給付型）

団体名	対象者	支援額(上限)	支援期間
新潟県佐渡市	Uターン市民	年額 30 万円	20 年間
	Iターン市民	年額 15 万円	10 年間
滋賀県甲賀市	市民かつ市内企業等 従事者	年額 20 万円	5 年間
高知県四万十町	町民	年額 24 万円	5 年間
	町民かつ町内の保育 士、医療・介護事業者	年額 38 万 4 千円	

(3) 企業による奨学金返還制度について

〔質問の趣旨〕

他市町村では、若者の市内就労の促進と企業の人手不足解消を目指し、奨学金の返済を抱える新規学卒者等の経済的負担を諸手当等により支援する企業に対して支援している事例がある。市の奨学金制度の設立が難しい場合には、市内企業に対して同様の支援を行うことはできないか。

〔回答〕

市内企業による奨学金返還支援制度は、進学支援だけではなく、市内企業等への就職を促し、定住促進に繋げることができる可能性のある制度でありますので、市の奨学金制度導入の必要性等とあわせて、支援の方法等について検討してまいります。

また、日本学生支援機構（通称：JASSO）では、奨学金返還支援を行う企業に対して税制上のメリットを設ける施策を実施しております。市内の企業等にこの制度を利用していただくことも、定住促進に繋がると考えられますので、当該制度を広く周知することに努めてまいります。

*自治体の支援の方法

① 市からの補助制度

従業員の奨学金を代理返還する市内企業に対し、その返還金の一部を補助する制度（例：月額上限1万円～2万円）

② 企業と学生のマッチング・PR支援

市が当該制度を導入している企業をリスト化し、就活中の学生に向けてPR支援

③ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）に対する普及啓発

JASSOが実施する「企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度（*）」の導入を企業に呼びかけ【回答後段】

*** 企業等が奨学金の返還残額の一部又は全額を、従業員に代わって
JASSOに直接送金する制度**

○参考（企業の奨学金返還支援制度の事例：【出典】内閣官房資料等）

団体名	支援要件	支援額（上限）	支援期間
埼玉県秩父市	・市内中小企業勤務正社員 ・県返還支援事業補助金交付決定企業	年額 9 万円	6 年間
愛知県みよし市	・市内中小企業勤務 35 歳未満職員	年額 10 万 2 千円	5 年間
京都府八幡市	・市内中小企業勤務正社員 ・県返還支援事業補助金交付決定企業	・ 1～3 年目 年額 4 万 5 千円 ・ 4～6 年目 年額 3 万円	6 年間
兵庫県洲本市	・市内中小企業勤務正社員 ・県返還支援事業補助金交付決定企業	年額 30 万円	5 年間
新潟県新潟市	・市内中小企業勤務正社員 (雇用開始時 30 歳未満)	年額 10 万円	7 年間

（４）経済的制約に直面する生徒が、希望をもって学び続けられる環境づくりは

〔質問の趣旨〕

市内の全ての生徒が、経済的な理由により大学進学を諦めることなく、希望をもって学び続けられる環境を整備することの必要性及び重要性について、教育長の考えを伺いたい。

〔回答〕

～教育長回答案～

学びに対する意欲のある児童生徒には、全ての者に学べる場を提供したいと考えておりますので、経済的な理由により大学進学を諦める生徒がいることに対して深く憂慮しております。

財政的な負担が必要となることであるため、私の一存で決定できるものではありませんが、奨学金制度により、多くの経済的な理由により学ぶことを諦めることがいなくなることができれば、喜ばしい限りです。

2番 山本 広行 議員

〔学校給食センター〕

3 守谷市公立小中学校の給食について

(1) 給食費負担軽減交付金を受け、引き下げとなった保護者からの声は

〔質問の趣旨〕

令和8年4月から、学校給食費が、小学生が月額 4,200 円から月額 1,000 円に、中学生が月額 4,500 円から月額 2,000 円になった。

守谷市は、茨城県内で唯一小学生の学校給食費を無償化していない。

P T A（保護者）の会合などでは、「守谷市の給食は質が高く、それを維持するため学校給食費を徴収することに賛成である」「小学生と同時に、交付金の支給対象でない中学生の学校給食費まで減額してくれたことは良かった」など、小学生の学校給食費を無償化しなかったことに反対する意見はなく、賛成の声が多いところである。

市には、保護者からどのような意見が寄せられているのか。

〔回答〕

議員のご案内のとおり、今年度、国・県から「給食費負担軽減交付金」と称して、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、交付金として市に支給されることになりましたが、「交付金」では実際にかかる食材費は賄えないことから、市では、引き続き成長期に必要な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供できるよう、小学生については、国の交付金を活用して給食費を減額し、食材費の実費と基準額 5,200 円との差額の一部を保護者の皆様にご負担いただく形をとっております。

また、中学生についても「交付金」の対象外ではありますが、市の財源を充当し、小学生とのバランスを考慮した給食費の減額を行っております。

今回の給食費の改正に当たっては、令和8年2月26日に開催した「学校給食センター運営委員会」に諮問をいたしました。

「運営委員会」では、市内小中学校のP T A代表のかた7名に委員を委嘱しております。

会議の中で、「守谷市の食材費の状況や給食の質の維持のため、給食費を改正し、無償化はしないことは理解できた。ただ、一般の保護者は詳しい内容まで知ることができないので、理解を得られるよう、市には広く丁寧な説明をしてもらいたい。」という意見を頂戴いたしました。

この方針が決定した本年3月以降、市のホームページや保護者向け連絡ツールなど、様々な媒体を活用し、市の考え等を保護者の皆さんにお伝えしてきたところ、給食センターに1件、「なぜ給食費は無償化しないのか」といったお問い合わせをいただいております。

本市の食材費の状況や国県からの交付金だけでは食材費が賄えないことなどをご説明させていただき、ご理解をいただいたところです。

(2) 給食完食率について

〔質問の趣旨〕

以前、市長が松ヶ丘小学校で児童と一緒に給食を食べたときに、給食を残す児童が多いことを嘆いていた。

私の子どもにも「毎日給食を残さずに食べているか」と聞いたところ、食わず嫌が多いせいだ「おかずによって給食を残すこともある。」と話していた。

給食の完食状況や残食量のデータがあったら、示してもらいたい。

〔回答〕

学校給食センターでは、毎年2回、小学校3年生から中学校3年生を対象に「給食に関するアンケート」を実施しております。

また、それとは別に、毎日、給食のおかずを入れている食缶を学校に配布する前と学校給食センターに戻ってきたときの重さを計量し、残食率を算出する「残食調査」を行っております。

まず、直近の令和7年11月に実施した「給食に関するアンケート」の結果ですが、給食が好きで、おかずがおいしいと思う児童生徒の割合は94%でした。

また、「給食を残さず食べていますか」という問いには、「全部食べる」が27%、「ときどき残す」が40%、「よく残す」が33%でした。

加えて、「特に残してしまうおかず」について聞いたところ、野菜類が29.4%、魚類が16.8%、肉類が10%（その他8.6%、汁物7.3%、主食（ごはん）3.2%）という順でした。

次に、令和7年度の「残食調査」の結果ですが、年間平均で小学校が12.3%、中学校が9.3%、全体で10.6%という結果でした。

残食率は日々変動していくものですが、提供する時期や学校、おかずによって差が出る場所です。

例えば、先ほど申し上げた児童生徒のみなさんが「よく残してしまうおかず」第1位の「野菜類」ですが、サラダ類などは40%前後の残食率になることもあります。

また、「魚類」で「いわしのかば焼き」では40%前後の残食率となったこともあります。

さらに、「タッカルビ」など味付けに特徴があるおかずで、50%近い数値となったこともあります。

こうした結果を見て、学校給食の献立を作成している県の栄養教諭は、残食率が高い野菜や魚などの使用量を減らすことはしないで、どうしたら児童生徒のみなさんが食べてくれるのか、日々調理方法などを工夫しています。

学校給食の調理員の最大の喜びは、空になった多くの食缶が学校給食センターに戻ってきたときだそうです。

児童生徒のみなさんには、食べたことのないおかずが出されたときでも、一口でいいので食べることに挑戦してもらいたいと思います。

(3) 今後の給食費について

〔質問の趣旨〕

令和8年度、守谷市は、国・県からの「給食費負担軽減交付金」の活用、守谷市の食材費（賄材料費）の実状、学校給食の質の維持など、さまざまな要件を検討して学校給食費を改正した。

今後、さらに学校給食費を見直していく予定はあるのか。

〔回答〕

いまのところ、はっきりとした明確な見直しの予定はありません。

まずは、国・県からの「給食費負担軽減交付金」が今後どのように推移していくのかを注視していきたいと思います。

現行の交付金は小学生が対象で、算定基準額として一人当たり月額5,200円となっていますが、守谷市では平均で小学生一人当たり月額6,400円の食材費（賄材料費）がかかっており、基準額の見直しがあるのか、また、交付金の対象が中学生まで拡大されるのかなどがあります。

次に、昨今の物価高騰による食材費の動向です。

ここ数年、年間の半期ごとに、主食の米やパンなどをはじめ、全体的に食材費の価格は上昇しております。

そのような中で、守谷市の学校給食の質を維持していくにはどのようにしたらよいのか、食材の調達方法や献立なども精査していく必要はありますが、物価の動向は学校給食費に大きく影響する要素になります。

7 番 田 中 啓 一 議員

報 告	頁 数
4 号	35

1 学校給食費滞納の実態と回収改善対策について

(1) 新学校給食費に関する概要について

〔質問の趣旨〕

令和8年度から、国・県からの「給食費負担軽減交付金」を活用し、守谷市の学校給食費を改正した。

その概要を説明してほしい。

〔回答〕

令和8年度、小学生を対象として、自治体の学校給食における食材費を支援するために、国・県から「給食費負担軽減交付金」が支給されることになりました。

この交付金は、5月1日時点の在籍児童数に月額5,200円で11か月分として算定され、守谷市では約2億3千万円が交付される予定です。

小学生につきましては、令和8年度当初予算における食材費（賄材料費）が、一人当たり月額6,244円から6,604円となり、交付金算定基準月額5,200円との差額1,000円とし、これまでの月額4,200円から3,200円を減額しました。

中学生は、保護者の負担軽減や小学生とのバランス、市の負担などを考慮し、月額2,000円とし、これまでの月額4,500円から2,500円減額しました。

教職員等、大人の分は、実費相当分として、令和6年度決算の一人当たりの月額の食材費（賄材料費）を基準に月額6,000円とし、これまでの月額5,300円から700円増額しました。

(2) 学校給食費滞納に関する実態について

〔質問の趣旨〕

① 全体の滞納額、世帯数、人数、一人当たりの最高額を知りたい。

〔回答〕

令和7年度決算の見込額としまして、これは令和2年度から令和7年度までの滞納分ですが、全体で522万6千円、118世帯で、小学生は115人、中学生は68人、個人の最高額としましては、39万3,606円となっております。

(参考) 令和7年度当初(令和2年度から6年度分滞納状況)
322万4,738円、56世帯(小中学生別人数は不明)

(令和7年度の収納状況見込み)

区分		調定額	収納済額	収納率
現年度	小学生	185,517,270 円	183,654,670 円	99.00%
	中学生	89,239,830 円	88,216,170 円	98.85%
	教職員等	35,989,190 円	35,989,190 円	100.00%
	合計	310,746,290 円	307,860,030 円	99.07%
過年度		3,224,738 円	884,370 円	27.42%

〔質問の趣旨〕

② 滞納の理由は何か、また、払えないのか、払わないのか。

〔回答〕

滞納の理由としましては、家庭の事情、生活困窮などが考えられますが、個々の事情については把握していないのが実情です。

議員ご指摘のとおり、払えるのに払わないかたも一定数いるのではないかと思います。

令和6年度から、これまで各学校で徴収していた学校給食費を、教職員の事務負担軽減などから、市が行うことになりました。

それから2年間が経過したところですが、納付書等の通知発送、収納状況の確認、口座登録の推奨、システムの運用などの通常業務に多くの時間を要し、督促状や催告書は発送しておりましたが、十分な滞納者への対応を行うことができなかったと認識しております。

令和7年度中に県内9市町村に滞納対策に関する調査を行いましたので、それらを参考にしまして、令和8年度からは滞納者への対応を強化し、個々の実態把握などに務めてまいります。

(3) 滞納未払金の回収及び改善策について

〔質問の趣旨〕

学校給食費を改正した令和8年度が、滞納対策の転機、きっかけになると思う。

滞納、滞納額への対応を強化することだが、具体的にどのように進めていくのか。

払えない人、払わない人、それぞれの対処は異なると思う。

〔回答〕

繰り返しになりますが、まずは滞納者の実情を把握するため、個別に接触し、聴取を行いたいと思います。

そのうえで、経済的な事情などで支払いが難しいという場合には、支援制度などにつなげていき、滞納額を増やさないようにしていきたいと思います。

また、令和7年度に行った県内市町村への滞納対策調査において、全ての市町村で「滞納分の給食費を児童手当から充当する」ということを行っていました。

こうしたことも滞納者に提案し、収納計画を立案し、滞納者の了承を得たうえで実施していきたいと思います。

さらに、滞納対策調査対象の市町村の中には、悪質な滞納者の徴収を法律事務所に委託しているところがありました。

こちらにつきましては、スクールロイヤー（市顧問弁護士）に相談しながら、裁判所を通じた「支払督促」や「給与や財産の差し押さえといった強制執行」とともに、将来的、最終的な手法として検討してまいりたいと思います。

8 番 小 菅 勝 彦 議員

1 児童生徒の読書環境について

(1) 学校図書館の環境について

ア 蔵書数推移

〔質問の趣旨〕

令和4年4月以降の学校図書館蔵書数の推移について、各学校年単位でお示しください。(4年間分13校の数値の読み上げは、蔵書数が増加している事実が伝わりにくいため、違う形で回答できないか確認し、了承を得た)

〔回答〕

学校図書館の蔵書数につきましては、令和4年度から令和7年度にかけて、小学校・中学校ともに全体として増加しております。

市では、学校図書館図書標準に基づく充足率を指標として、各学校の状況に応じた予算配分を行い、計画的な蔵書整備を進めております。

その結果、令和7年度末時点において、13校中11校が学校図書館図書標準の充足率を達成しております。未達成の学校は、児童生徒数が増加傾向にある黒内小学校と守谷中学校の2校であり、充足率はそれぞれ93.0%、99.0%となっております。

この2校につきましては、令和8年度予算において図書資料費の配分割合を高めるなど、充足率の向上に向けた対応を行っており、長期間充足率を達成できていなかった黒内小学校においても、令和9年度には達成できる見込みとなっております。

今後も、各学校の充足率や学級数等の状況を踏まえながら、計画的な蔵書整備を進め、学校図書館資料の一層の充実に努めてまいります。

【蔵書数】

区 分	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末	前年度比	R7 年度末	前年度比
小学校	93,143	94,384	96,194	102%	98,876	103%
中学校	54,412	55,000	55,281	101%	55,664	101%
合計	147,555	149,384	151,475	102%	154,540	102%

【充足率】

成果指標	R4	R5	R6	R7			
学校図書館図書標準の達成学校数	9校	11校	12校	11校			
充足率未達成 2校の現状と見込 (%)							
	R4	R5	R6	R7	R8 見込	R9 見込	R10 見込
黒内小学校	85.3	83.3	83.6	93.0	98.0	100.0	100.0
守谷中学校	113.7	109.8	105.8	99.0	97.2	99.1	102.4

イ 利用人数

〔質問の趣旨〕

令和4年4月以降の学校図書館利用者数の推移について、各学校年単位でお示してください。(令和6年9月の新システム稼働後からカウントできるようになったため、それで了承を得た)

〔回答〕

学校図書館の利用人数(延べ利用者数)につきましては、令和6年9月の新システム稼働後から正確な集計が可能となりました。

利用人数は、利用カードのバーコードをスキャナーで読み取った件数を累計したものです。

それでは、令和6年度及び令和7年度の各校の利用人数について申し上げます。

令和6年度は、守谷中学校1,539人、愛宕中学校975人、御所ヶ丘中学校933人、けやき台中学校475人、大井沢小学校7,427人、大野小学校2,435人、高野小学校2,314人、守谷小学校14,696人、黒内小学校23,759人、御所ヶ丘小学校8,415人、郷州小学校6,336人、松前台小学校3,286人、松ヶ丘小学校5,170人でございます。

続きまして、令和7年度は、守谷中学校2,065人、愛宕中学校1,821人、御所ヶ丘中学校2,308人、けやき台中学校1,101人、大井沢小学校10,570人、大野小学校4,078人、高野小学校3,922人、守谷小学校21,959人、黒内小学校33,682人、御所ヶ丘小学校14,678人、郷州小学校11,609人、松前台小学校6,324人、松ヶ丘小学校9,917人でございます。

1校当たりの平均利用人数は、令和6年度が新システム稼働後7か月間の平均で11,109人、令和7年度が10,336人となっており、概ね同程度の水準となっております。

ご参考までに、令和6年度の貸出冊数は小学校の合計が、266,656冊、中学校の合計が13,184冊であり、令和7年度については、小学校の合計が、318,872冊、中学校の合計が14,541冊となっております。令和6年度は学校図書館システム更新作業により、7月と8月の貸出を中止しなければならず前年度より数値が減少しましたが、令和7年度には令和5年度を大幅に上回る数値に回復し、学校図書館が読書センターとしての機能を十分に発揮し、児童生徒に活用されております。

(参考)貸出冊数

区分	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末	前年度比	R7 年度末	前年度比
小学校	262,787	277,414	266,656	96%	318,872	120%
中学校	16,927	14,966	13,184	88%	14,541	110%
合計	279,714	292,380	278,454	95%	333,413	120%

ウ リクエスト対応

〔質問の趣旨〕

リクエストを受け付けているか、また、受け付けている場合の年単位の数をお示してください。

〔回答〕

学校図書館における児童生徒からの図書のリクエストにつきましては、市内全ての小・中学校において受け付けております。

リクエストの受付方法については、児童生徒が利用しやすいよう、司書教諭や学校司書への口頭での申し出のほか、図書室内にリクエストができる用紙を常時設置し、記入した用紙を図書委員や学校司書に渡し、手作りのリクエストボックスを活用するなど、各学校の実情に応じて柔軟に対応しております。

また、リクエストのあった資料につきましては、図書委員が集計し学校司書がとりまとめ、購入計画に反映させ、計画的にリクエスト本を購入するなどの対応を行っており、購入が難しい場合であっても、学校間相互利用を活用し、図書館や公民館図書室、他校の学校図書館から借り受けるなど、児童生徒が必要とする資料を活用できるよう努めております。

なお、リクエスト件数については全校的な集計を行っておりませんが、学校司書からは、児童生徒の興味・関心の多様化や読書活動の活性化に伴い、図書のリクエストは増加傾向にあるとの声が寄せられております。

今後も、児童生徒の読書意欲や学習活動を支えるため、そのニーズの把握に努めながら、学校図書館資料の充実を図ってまいります。

(2) 学校の授業との連携について

ア 書籍と電子書籍の利用割合は

〔質問の趣旨〕

授業にて学校図書館を利用することはあるのか。また、その際、書籍と電子書籍の利用割合はどれくらいか、お示してください。

〔回答〕

はじめに、学校図書館の利用状況についてお答えいたします。

令和7年度は、中央図書館から団体貸出により2,134冊、また学校

間相互協力により、子どもたちのリクエストに対応した資料を含む89冊の資料が提供され、授業等で活用されました。これにより、新たな本との出会いが生まれ、読書活動の推進につながっております。

また、図書館職員が授業において、単元等に関連する本を紹介するブックトークを49回実施するなど、中央図書館との連携を通して、学校図書館の学習センターとしての機能充実を図っております。

続いて、学校図書館における紙の書籍と電子書籍の利用割合についてお答えいたします。

学校図書館においては、先に申し上げたとおり、紙の書籍による読書活動や学習支援が基本であり、利用の大部分を占めております。一方で、紙の書籍と電子書籍はいずれも重要な学習資源であり、その役割に違いはないものと捉えております。

特に電子資料については、児童生徒の調べ学習や郷土学習を支援する上で有効であると認識しております。

例えば、守谷市デジタルミュージアムには、小学校社会科副読本「もりや」、地域の歴史資料、昔の地図、文化財や伝統行事に関する写真・映像などが公開されており、小中学校の社会科や総合的な学習の時間に活用できる資料が収録されております。

紙の書籍による学びを基盤としながら、こうしたデジタル資料も活用することで、児童生徒が地域への理解を深める機会の充実につながるものと考えております。

(3) 守谷市学校図書館の将来について

ア 学校図書館のあり方について

〔質問の趣旨〕

今後の学校図書館の望ましい在り方について、教育委員会はどのように考えているのか、お示しください。

〔回答〕

守谷市の学校図書館の将来像につきましては、令和元年度に図書館が再直営となった際、「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を学校教育改革プランに掲げ、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に向け、学校と中央図書館が連携し、学校図書館の充実を図ってまいりました。

この間、学校の校舎改修工事の際には、学校図書館の利用環境の向上にも配慮し、児童生徒が読書や学習活動に親しみやすい環境となるよう整備を進めてきたところであります。

また、令和6年度には、学校図書館システムのリース期間満了に伴い、クラウド型の蔵書検索機能を備えた学校図書館システムを導入し、児童

生徒が使用するタブレット端末から自校の蔵書検索等が行える「タブレット版「ぽけっと図書館」」の運用を開始いたしました。

本システムでは、自校の蔵書情報へリアルタイムでアクセスできるほか、学校図書館で借りた資料が自動登録される「読書記録」や、お気に入りの本を記録できる「ひみつの本棚」、本の感想を共有できる「感想スタンプランキング」などの機能を有しており、これらの活用により、読書への関心の高まりや情報の共有が図られ、読書の幅の広がりや読書量の増加にもつながっているものと考えております。

さらに、今年度からは守谷市電子図書館との連携を開始し、「ぽけっと図書館」のトップページから電子図書館へ容易にアクセスできるようになりました。これにより、紙の本の良さや、実際にページをめくりながらじっくりと読書する体験を大切にしつつ、「読みたいときにすぐ読める」電子資料の利便性を組み合わせることで、子どもたちの読書環境はより多様で豊かなものになると考えております。

今後も、学校図書館が児童生徒にとって居心地の良い場所となるよう、読書や調べ学習などの目的に応じて利用しやすい環境づくりを進めるとともに、日常的に本に親しみながら落ち着いて過ごすことができるよう、学校ごとの運営上の工夫や取組を継続してまいります。

あわせて、実際の書籍を中心とした資料の充実を図り、児童生徒の多様な興味・関心や学習活動に応えられるよう努めてまいります。

さらに、中央図書館との連携を引き続き推進し、多様な資料や情報へのアクセスを確保することで、学校図書館が読書活動の推進のみならず、学びの拠点としての役割を果たせるよう、環境整備に努めてまいります。

イ 児童生徒の学校図書館利用を増やすには

〔質問の趣旨〕

学校図書館のあり方を受け、紙の書籍を基本とした場合について利用者を増やす方策をお示してください。

〔回答〕

学校図書館の蔵書数及び貸出数は増加しており、各小・中学校において学校図書館の計画的な利活用が図られているものと認識しております。

一方で、これまで進めてきた蔵書の充実や学校図書館の環境整備、読書意欲の向上及び図書館利用促進に向けた各種事業の実施に加え、今後は子どもの視点に立った読書活動の推進が一層重要であると考えております。

そのためには、子どもたちの意見を聴取する機会を設けるとともに、その意見を読書活動や図書館運営に反映できる仕組みづくりを進める

必要があります。具体的には、子どもたちが自らイベントの企画・運営に関わることや、図書の選書に参画することなど、「参加」から「参画」へと発展させる取組が考えられます。

また、単に読書活動への参加を促すだけでなく、参加すること自体が子どもたちの興味や意欲を高め、自然な読書行動につながるような魅力ある学校図書館づくりを進めることも重要であると考えております。

加えて、資料及び読書環境の充実を図るとともに、学校、学校図書館及び中央図書館がこれまで以上に連携・協力しながら読書活動の幅を広げ、子どもたちが主体的に関わることのできる取組を推進してまいります。

さらに、こうした取組を推進するに当たっては、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、本市においても今年度中に第5次子ども読書活動推進計画を策定する予定です。

今後は、本計画に基づき、子どもたちが読書活動の主体として自ら考え、関わり、発信することのできる環境づくりを進めるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に努めてまいります。